令和２年度第１２回五島市農業委員会総会会議議事録（公表用）

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 開会日時 | 令和３年２月２６日　午後１時３０分 | | | | | | | |
| 閉会日時 | 令和３年２月２６日　午後２時４５分 | | | | | | | |
| 場所 | 福江総合福祉保健センター | | | | | | | |
| 農業委員出席委員（１８名） | １ | 南　忠明 | ２ | 出口　幸博 | ３ | 山﨑　早苗 | ４ | 平田　光昭 |
| | | | ６ | 今里　誠一 | | | ８ | 山本　実雄 |
| | ９ | 小林　善孝 | １０ | 古里　善秀 | １１ | 寺脇　八夫 | １２ | 長尾　五男 |
| | １３ | 上村　孝幸 | １４ | 角田　隆章 | １５ | 尾崎　初雄 | １６ | 本村　元 |
| | １７ | 寺坂　誠一 | １８ | 林　賢市 | １９ | 山田　勝久 | | |
| 欠席委員（１名） | ５ | 荒木　富男 | ７ | 中村　耕二 | | | | |
| | | | | | | | | |
| 推進委員出席委員（一名） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 欠席委員（一名） | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 署名委員 | １０ | 古里　善秀 | １４ | 角田　隆章 | | | | |
| 事務局 | 事務局長：田脇栄二　次長兼農地係長：津渡俊和　主査：阿野舞子　事務職員：伊東瑞樹<br>嘱託員　：井川勝博 | | | | | | | |
| | 分室　富　江：伊賀紀子主幹　三井楽：大坪頼実主査　奈留：村木博信係長<br>岐　宿：月川美香主査　玉之浦：平田華子主事 | | | | | | | |

| | 議　　題 | 件　　名 | 結　　果 |
|---|---|---|---|
| 上程案件及び処理結果 | 議案第 73 号 | 農地利用状況調査に係る非農地判断について | 可　　決 |
| | 議案第 74 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | 可　　決 |
| | 議案第 75 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について | 可　　決 |
| | 議案第 76 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について | 可　　決 |
| | 議案第 77 号 | 農用地利用集積計画の決定について | 可　　決 |
| | 議案第 78 号 | 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について | 可　　決 |
| | 議案第 79 号 | 農用地利用配分計画（案）に対する意見について | 可　　決 |
| | 議案第 80 号 | 農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について | 可　　決 |
| | 議案第 81 号 | 農地等の利用の最適化の推進に関する意見について | 可　　決 |

＝午後 1 時 30 分　開会＝

□事務局長

それでは、令和 2 年度第 12 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、5 番荒木富男委員、7 番中村耕二委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19 名中 17 名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和2年度第12回五島市農業委員会総会を開

会いたします。
　はじめに、議案第 73 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第 73 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。今回は、3 ページにある〇〇地区の〇〇〇〇氏から 3 条申請が挙がっており、全部耕作要件の関係により非農地判断を先に議題と致します。1 ページをご覧ください。
　農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4 (3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。2、3 ページをご覧ください。
　今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
　今回非農地と判断されたものは、田 2 筆、畑 9 筆で、面積は 14,008 ㎡となっております。
4 月からの累計は、田 20 筆、畑 78 筆、樹園地 3 筆で合計面積は 86,921 ㎡となっております。以上です。

〇議長
　質疑を行います。
　質疑はございませんか。

　―「なし」という者あり―

〇議長
　質疑を終わり、採決いたします。
　議案第 73 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

　―「異議なし」という者あり―

〇議長
　ご異議なしと認めます。
よって、議案第 73 号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

〇議長
　次に、議案第 74 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局

4ページをご覧ください。
議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。以上です

〇議長
それでは、議案第74の1番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
6ページをご覧ください。
議案第74号
1番　権利：所有権移転　有償　売買　価格は、〇〇〇〇円
所在：〇〇町〇〇〇〇番、樹園地、外樹園地3筆、合計4筆　3,638㎡
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地3　〇〇〇〇　81歳、農業
譲受人：北海道富良野市〇〇〇〇
株式会社　〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
譲渡理由：相手方の要望があり、高齢でもあるので農業を廃止するので、譲渡する。
譲受理由：五島市においては新規に営農を開始し、譲り受けて耕作する。
株式会社〇〇〇〇は非公開の株式会社で、北海道においてメロンやトウモロコシ栽培を主に手掛けており、農業以外の収入としては、ロッジ経営を行っております。
概ね年間〇〇〇〇円の売り上げがあり、その大半を農業収入が占めています。
議決権の数でありますが、当該法人における農業の常時従事者が、議決権の 75%を有しております。また、役員2名すべてが農業に従事しており、農作業も行っているということであります。
以上のことから、農地法第2条第3項各号の要件を満たしており、農地所有適格法人に該当すると判断しております。
2月17日、〇〇地区協議会において、当該法人の雇用人である〇〇〇〇氏と面接を行い、新規就農に伴う聞き取り調査、及び現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第74号の1番について質疑を行います。

〇議長
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

〇議長
では、採決いたします。議案第 74 号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第 74 号の 1 番は許可されました。

○議長
次に、議案第 74 号 2 番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案第 74 号 2 番
権利：使用貸借権　設定期間は 10 年間
所在：○○町○○○○番 1、畑、外畑 9 筆
合計 10 筆　27,022 ㎡
貸主：○○町○○○○番地 7　○○○○　73 歳　農業
借主：○○町○○○○番地 7
有限会社　○○○○　代表取締役　○○○○
貸付理由：自らが構成員である法人へ貸し付ける。
借受理由：当該地を借り受けて農業経営の規模拡大を図る。

当該法人は、特例有限会社で事業内容が農業関係のみで、議決権を持つ者 3 名すべてが農業関係者であります。また、役員 3 名すべてが農業に常時従事し、かつ、農作業にも従事していることから、農地法第 2 条第 3 項各号の要件を満たしており、農地所有適格法人に該当すると判断しております。
2 月 17 日○○地区協議会において、現地調査などを行っております。
農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長
議案第 74 号 2 番について質疑を行います。
―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。議案第 74 号 2 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第 74 号の 2 番は許可されました。

○議長
次に、議案第 74 号 3 番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局
7ページをお開きください。
議案第74号3番
権利：所有権移転　無償　贈与
所在：〇〇町〇〇〇〇番、畑、外畑2筆、
合計3筆　5,375㎡
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地24　〇〇〇〇枝、94歳、無職
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地4　〇〇〇〇　64歳　農業
譲渡理由：高齢で営農ができないため、従前から当該申請地の維持管理を委託していたところ、今般、これを贈与する。
譲受理由：譲渡人から贈与を受けて経営規模を拡大する。

2月17日に〇〇地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長
議案第74号3番について質疑を行います。
―質疑応答―

〇議長
質疑はございませんか。

〇〇〇委員
確認です。今の〇〇〇〇さんの譲受人、非農地と3条の申請を同時に出しているじゃないですか。今までは、非農地を先に出しなさいという形だったのが、同時に出してもよいのかという確認をしたい。

〇議長
事務局でお願いします。

□事務局
はい。これに関しましては、以前のケースがありまして、〇〇委員さんの方からもどうにかならないのかということで、意見をいただいていたところ、外の市町村に私の方から確認させていただきました。先に非農地を判断して、それが通ったら、そのまま3条申請の許可の審議を同じ農業委員会総会の中で結審をさせていただいているというところがありましたので、今回その様にさせていただいております。

〇〇〇委員
今回からこういう風にやるということですね。

□事務局
はい。

○○○委員
　ありがとうございました。

○議長
　今、事務局から説明があったように、今までは非農地の判断が一番最後だったでしょ。こういう案件が出た場合には、一番最初にもってきて、こういう形でやっていきたいという事ですので、よろしくお願いします。外にないですか。

○議長
　では、採決いたします。議案第74号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
　―賛成委員は挙手―

○議長
　出席委員の過半数に達しています。よって議案第74号3番は許可されました。

○議長
　次に、議案第75号、「農地法第第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長。
　議案説明の前に農地法第4条及び5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。8から9ページをご覧ください。
　農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。
　許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。
　立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。また、本日の議案にもありますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可をすることができる。市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。
　また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。
一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長
　それでは、議案第75号を審議します。
　なお、議案第75号については○番○○○○　委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
　－○番退席－

○議長
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　それでは、10 ページの議案第 75 号の１番をご説明いたします。
　所　在：○○町○○○○番 2　畑　466 ㎡　第 2 種農地
　申請人：佐世保市○○○○番地 5　○○○○
　転用目的：住宅用地
　申請事由：昭和 45 年月日不詳に亡き○○○○が自宅を建築し使用していたが、建物の老朽化により平成 19 年に現在の自宅と倉庫を建設し使用しております。
　本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。
　申請地は、○○○○から南東へ約 90ｍに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
　申請地は、原状のまま利用し、転用が完了して今日まで土砂等の流失や崩壊は無く、近隣農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流することとなっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

○議長
　次に、議案第 75 号に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長（○○○○）
　（登壇）
　○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第 75 号の１番について、当協議会は去る 2 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第 75 号の 1 番
　所在：○○町○○○○番 2
　申請者：○○○○
　転用目的：住宅用地

　本案の申請地は、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地で市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 4 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。
　以上で○○地区協議会の報告を終ります。
　（降壇）

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
—質疑応答—
質疑はございませんか。
—「なし」という者あり—

〇議長
質疑を終わり、採決を行います。
議案第 75 号に対する〇〇地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」の発言あり—

〇議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 75 号は許可相当と決しました。
〇番〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－１番出席－

〇議長
次に、議案第 76 号、「農地法第第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
11 から 12 ページの参照条文につきましては、農地法第 4 条参照条文のとおりであります。
それでは、13 ページをご覧ください。議案第 76 号の 1 番をご説明いたします。
権　利：売買による所有権移転で事業併用地を含めて土地取得費は、〇〇〇〇円です。
所　在：〇〇町〇〇〇〇番 6　畑　189 ㎡　第 1 種農地
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇
譲受人：〇〇町〇〇〇〇番地　　〇〇〇〇奈
転用目的：住宅用地
申請事由：現在、借家住まいのため申請地を譲り受け、自宅を建設したい。

申請地は、〇〇〇〇から南東へ約 590mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、原状のまま利用し、隣接土地とは、擁壁を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、事業併用地として同町〇〇番〇（原野）48 ㎡を使用します。雨水排水は、溜桝及び敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。本案は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第 1 種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。
次に 14 ページをご覧ください。議案第 76 号の 2 番をご説明いたします。
権　利：売買による所有権移転で、土地取得費は〇〇〇〇円です。

所　在：〇〇町〇〇〇〇番 8　畑　332 ㎡　第 2 種
譲渡人：〇〇町〇〇〇〇番地 5　〇〇〇〇
譲受人：北松浦郡〇〇町〇〇〇〇番地 37　〇〇〇〇
転用目的：住宅用地
申請事由：両親が使用している住宅が老朽化し利便性が悪いので、新たに住宅と倉庫を建設し使用している。

申請地は、〇〇〇〇から北へ 150mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。ます。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、盛土を最高 0.5m最低 0.2 の造成工事を施工し、隣接する土地部分には、コンクリート擁壁及びブロック塀を設置することにより土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。近隣農地とは、十分な距離を設け、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。
本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に 15 ページをご覧ください。議案第 76 号の 3 番をご説明いたします。
権　利：21 年間の地上権設定で、21 年間の賃料は〇〇〇〇円です。
所　在：〇〇町〇〇〇〇番 9　畑　697 ㎡　第 2 種
貸　人：埼玉県ふじみ野市〇〇〇〇番地 4　〇〇〇〇
借　人：東京都品川区〇〇〇〇〇〇〇〇番〇　〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇　代表取締役　〇〇〇〇
転用目的：太陽光発電所用地
申請事由：申請地を借り受け太陽光発電所を建設し、売電することにより収益を得たい。
申請地は、〇〇〇〇から北西へ 300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に配置図についてご説明いたします。
申請地は、現状のまま利用し、申請地内の作業道路や作業スペースは砂利敷きとし、畦畔は強固に固められ土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。ソーラーパネルを地表から約 0.7m程度に設置するので近隣農地への日照、通風、耕作等に影響はないと思われます。また、ソーラーパネル 232 枚の発電能力 49.5ｋｗの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。隣接する同町〇〇番 1（原野）1,202 ㎡を事業併用地として利用します。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。
以上です。

〇議長
つづきまして、議案第 76 号に対する各地区協議会会長の報告を求めます。
質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。
それでは、議案第 76 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
（登壇）
〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 76 号の１番について、当協議会は去る 2 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 76 号の１番
所在：〇〇町〇〇〇〇番 6
申請者：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、おおむね１0 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第１種農地で、集落に接続する農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

〇議長
〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
―質疑応答―

質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

〇議長
つづきまして、議案第 76 号の 2 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

□〇〇地区協議会会長（〇〇〇〇）
（登壇）
〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第 76 号の 2 番について、当協議会は去る 2 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第 76 号の 2 番
所　在：〇〇町〇〇〇〇番 8
申請者：〇〇〇〇
転用目的：住宅用地

本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第 2 種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長
　○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　—質疑応答—
　質疑はございませんか。
　—「なし」という者あり—

○議長
　つづきまして、議案第76号の3番に対する○○地区協議会会長の報告を求めます。

□○○地区協議会会長（○○○○）
　（登壇）
　○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
　ただいま議題となりました、議案第76号の3番について、当協議会は去る2月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

　議案第76号の3番
　所在：○○町○○○○番9
　申請者：株式会社　○○○○
　代表取締役　○○○○
　転用目的：太陽光発電所用地

　本案の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地にある第2種農地であります。周辺の農地等に影響は無く、太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により本案は、許可相当とすべきものと決しました。
　以上で○○地区協議会の報告を終ります。（降壇）

○議長
　○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
　—質疑応答—
　質疑はございませんか。
　—「なし」という者あり—

○議長
　質疑を終わり、採決は一括して行います。
　議案第76号の1番から3番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長
　ご異議なしと認めます。
　よって、議案第76号1番から3番は、許可相当と決しました。

○議長
　次に、議案第77号「農地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
　はい、議長
　議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
16、17ページをご覧ください。
　農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

　それでは、議案についてご説明いたします。18ページをご覧ください。
　枝番が続いている場合は、借受人が同一な為、省略してご説明いたします。
　1番　申請地　畑2筆　4,126㎡
　　貸付人：○○○○
　　借受人：○○○○
　新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

　2番1　申請地　畑3筆　3,968㎡　貸付人：○○○○
　　借受人：○○○○農業生産株式会社　代表取締役　○○○○
　2番2　申請地　畑1筆　1,626㎡　貸付人：○○○○
　2番3　申請地　畑2筆　1,707㎡　貸付人：○○○○　外4名
　　こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
　2番4　申請地　畑1筆　2,101㎡　貸付人：○○○○
　2番5　申請地　畑1筆　757㎡　貸付人：○○○○
　2番6　申請地　畑3筆　4,172㎡　貸付人：○○○○
　以上、2番1～2番6につきましては、2番1、2番2、2番6が更新、その他が新規で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

　3番1　申請地　畑5筆　8,437㎡　貸付人：○○○○
　　借受人：○○○○
　3番2　申請地　畑1筆　1,712㎡　貸付人：○○○○
　3番3　申請地　畑1筆　4,333㎡　貸付人：○○○○
　3番4　申請地　畑4筆　6,352㎡　貸付人：○○○○
　以上、3番1～2番4につきましては、すべて更新で、契約内容はすべて賃貸借権となっております。

4番　申請地　　畑4筆　6,062㎡　貸付人：〇〇〇〇　外4名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです。
　　借受人　　〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。
5番1　申請地　畑2筆　3,145㎡　貸付人：出口久人
　　借受人　　〇〇〇〇
5番2　申請地　畑1筆　2,277㎡　貸付人：山口善昭
5番3　申請地　田6筆、畑3筆　13,149㎡　貸付人：〇〇〇〇
5番4　申請地　田1筆　1,470㎡　貸付人：〇〇〇〇
5番5　申請地　田1筆　3,715㎡　貸付人：〇〇〇〇
5番6　申請地　田2筆　3,362㎡　貸付人：〇〇〇〇
以上、5番1～5番6につきましては、5番3、5番5が新規、その他が更新で、契約内容は、5番1が使用貸借権、その他が賃貸借権となっております。

6番　申請地　田3筆、畑1筆　5,379㎡　貸付人：〇〇〇〇
　　借受人　　〇〇〇〇
新規で、契約内容は、使用貸借権となっております。

7番　申請地　田1筆　1,106㎡　貸付人：〇〇〇〇　外2名
こちらは共有持ち分の過半の同意によるものです
　　借受人：〇〇〇〇
新規で、契約内容は、賃貸借権となっております。

8番　申請地　田1筆　1,657㎡　貸付人：〇〇〇〇
　　借受人：〇〇〇〇
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転をご説明します。
9番　申請地　畑1筆　419㎡　譲渡人：〇〇〇〇
　　譲受人　〇〇〇〇
契約内容は、贈与となっております。

10番　申請地　畑3筆　13,634㎡　譲渡人：〇〇〇〇
　　譲受人：〇〇〇〇
契約内容は、贈与となっております。

11番　申請地　　田2筆、畑1筆　4,409㎡
譲渡人　　〇〇〇〇
譲受人　　〇〇〇〇
契約内容は売買で、対価は3筆合計〇〇〇〇円となっております。
以上、1番～11番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長

議案第 77 号について質疑を行います。
—質疑応答—

○議長
質疑はございませんか。
—「なし」という者あり—

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第 77 号、利用権設定の 1 番 1 から 8 番 1、および所有権移転の 9 番 1 から 11 番 1 は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 77 号、利用権設定の 1 番 1 外 20 件、所有権移転の 9 番 1 外 2 件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第 78 号「農地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
参照条文につきましては、議案第 77 号で説明したとおりでございますので省略いたします。
1 番 1　申請地　　畑 4 筆　7,698 ㎡
貸付人：○○○○
借受人：公益財団法人　長崎県農業振興公社　○○○○　○○○○

1 番 2　申請地　　畑 3 筆　5,027 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 3　申請地　　畑 1 筆　2,519 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 4　申請地　　畑 1 筆　1,970 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 5　申請地　　田 1 筆　796 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 6　申請地　　田 2 筆　2,561 ㎡ 貸付人：○○○○
1 番 7　申請地　　田 2 筆　2,464 ㎡ 貸付人：○○○○
1 番 8　申請地　　田 1 筆　3,157 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 9　申請地　　田 1 筆　1,299 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 10　申請地　　田 1 筆　3,107 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 11　申請地　　田 8 筆　7,418 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 12　申請地　　田 10 筆　5,945 ㎡　貸付人：○○○○
1 番 13　申請地　　田 1 筆　3,391 ㎡　貸付人：○○○○
以上、1 番 1～1 番 13 の契約内容は、1 番 2 が賃貸借権、

その他が使用貸借権となっております。
1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長
質疑を行います。

—質疑応答—

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第78号、利用権設定の1番1から1番13は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第78号の利用権設定の1番1外12件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長
次に、議案第79号「農地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。30 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第78号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。以上です。

○議長
次に、議案第79号1番1及び1番2を審議いたします。
なお、議案第79号1番1と1番2については○番○○○○委員より農業委員会等に関する

法律第 31 条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－○番退席－

○議長
事務局の説明を求めます。

□事務局
議案についてご説明いたします。31 ページをご覧ください。
1 番 1　　申請地　　畑 1 筆　2,519 ㎡
　　借受人　　○○○○
1 番 2　　申請地　　畑 1 筆　1,970 ㎡
以上、1 番 1、1 番 2 の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

1 番 1、1 番 2 の配分計画案につきましては、適当であると考えます。　以上です。

○議長
議案第 79 号 1 番 1 及び 1 番 2 について質疑を行います。

―質疑応答―

○議長
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

○議長
では、採決いたします。
議案第 79 号 1 番 1 及び 1 番 2 については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第 79 号 1 番 1 及び 1 番 2 は、適当であるとの意見に決しました。
○番○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－11 番出席－

○議長
次に、議案第 79 号 2 番 1 以降を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい。議長
2番　　申請地　　畑4筆　7,698㎡
借受人　　〇〇〇〇
契約内容は、使用貸借権となっております。

3番　　申請地　　畑3筆　5,027㎡
借受人　　〇〇〇〇有限会社　代表取締役　〇〇〇〇
契約内容は、賃貸借権となっております。

4番　　申請地　　田1筆　796㎡
　　借受人　　〇〇〇〇
契約内容は、使用貸借権となっております。

5番1　　申請地　　田2筆　2,561㎡
　　借受人　　〇〇〇〇
5番2　　申請地　　田1筆　3,157㎡
5番3　　申請地　　田1筆　1,299㎡
以上、5番1～5番3の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

6番1　　申請地　　田1筆　3,107㎡
　　借受人　　〇〇〇〇
6番2　　申請地　　田8筆　7,418㎡
6番3　　申請地　　田1筆　3,391㎡
以上、6番1～6番3の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

7番1　　申請地　　田10筆　5,945㎡
　　借受人　　〇〇〇〇
7番2　　申請地　　田2筆　2,464㎡
以上、7番1、7番2の契約内容は、すべて使用貸借権となっております。

以上、2番～7番2の配分計画案につきましては、適当であると考えます。　以上です。

〇議長
質疑を行います。

―質疑応答―

〇議長
質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

〇議長

では、採決いたします。
議案第79号2番1から7番2については、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第79号2番1外10件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長
次に、議案第80号「農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい。議長
37ページをご覧ください。議案第80号　農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について。
農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。となっております。

この表は、令和2年1月から12月までに締結された、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したものであります。また、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定であります。
なお、昨年の実績では、田の部ではデータ数181筆で平均が8,500円、畑の部ではデータ数375筆で平均が今回3,600円となっておりましたので、田で平均836円、畑で平均172円のアップとなっています。以上です。

○議長
質疑を行います。
質疑はございませんか。
―「なし」という者あり―

○議長
質疑を終わり、採決いたします。
議案第80号「農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について」は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第80号「農地法第52条の規定による賃借料情報

の提供について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
　次に、議案第 81 号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」を議題といたします。
　事務局の説明を求めます。

□事務局
　議案第 81 号農地等の利用の最適化の推進に関する意見について説明いたします。
追加でお配りした議案をご覧ください。
　本案につきましては、農業委員会等に関する法律第 38 条に、「農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とあります。
　この法律の規定により行うもので、内容につきましては、去る2月22日農業委員会運営委員と認定農業者協議会役員・市農業振興課・市農林整備課・ＪＡごとう、との意見交換会を開催し、その内容を基に農業委員会で取り纏めを行い作成しております。
　主な内容としましては、
　1. 担い手農家の育成について、
　2. 農地基盤整備事業の推進と維持管理対策について、
　3. 有害鳥獣対策について、
　4. 農地中間管理事業の推進について、
　5. 農畜産物の輸送コスト助成及び販路拡大について、
　以上が意見書の案であります。本日、可決承認いただければ、3 月に、市長へ意見書の提出をすることにしております。以上です。

○議長
　質疑を行います。
　質疑はございませんか。
　―「なし」という者あり―

○議長
　質疑を終わり、採決いたします。
　議案第 81 号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長
　ご異議なしと認めます。
よって、議案第 81 号「農地等の利用の最適化の推進に関する意見について」は、原案のとおり可決されました。

○議長
　議題は以上で終了いたしました。次に報告・協議事項に入ります。
　始めに、ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班の報告を行います。

□事務局　会議等報告・予定他について

1. ながさき農業委員会１・１・１運動の各対策班報告について
2. 会議等報告・予定について
3. 農地所有適格者法人要件確認について
4. その他

〇議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和２年度第12回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後　２時　45分　閉会＝